

# 暮らしのヒント

10月は「食品ロスの削減の推進に関する法律」に定められた「食品ロス削減月間」です。

## 「おうちごはん」できることから始めよう

### 買い物のときは…

- 在庫を確認してから買い物に行きます。買い物に行く前にケータイで冷蔵庫の中を撮影すると在庫確認に便利です。
- カートを使わず、手で提げられる重さだけ買います。
- 安いからといって、必要以上に買いません。
- 商品は前から順番にとります。



### 調理のときは…

- 家庭の食品ロスを食材別にみると最も多いのは野菜、次いで調理加工品、果実類、魚介類です。
- 野菜は過剰に厚むきしない。
  - 野菜の皮や切れ端もすぐに捨てずに何かに使えないか考えましょう。
  - 作りすぎたら適切に保存しましょう。お裾分けもいいですね。

### こんなことばにご用心

ご利用料金の確認がとれておりません。本日中に03-1111-1111●●ファイナンスお客様サポートまでご連絡ください。

ショートメールメッセージにこんなことばが届いても、絶対に連絡しないでください。相手は、あなたの電話番号だと知らずにメッセージを送っています。連絡すると、ありもしない未納料金を請求されるだけでなく、あなたの名前や電話番号など個人情報が流出してしまいます。

### 聴覚に障害のある方はメールで相談できます

東京都消費生活総合センター東京暮らしWEBにアクセスしてメールを送信してください。くわしくはこちらをご覧ください。



困ったらひとりで悩まず

## 品川区消費者センターへ

品川区西品川1-28-3 中小企業センター4階

相談専用 ☎03-6421-6137

月～金曜日 9:00～16:00 (電話・来所)  
 第4火曜日 19:00まで (16:00以降電話のみ)  
 土曜日 12:30～16:00 (電話のみ)  
 年末年始・祝日はお休みです

**消費生活相談は、まず電話で**  
 専門の相談員がくわしく事情を伺います。契約書の確認など、必要があればお越しいただくこともあります。



# くらしの広場

2020年秋号

No.352号

品川区消費者センター ☎03-6421-6136 品川区西品川1-28-3 中小企業センター4階

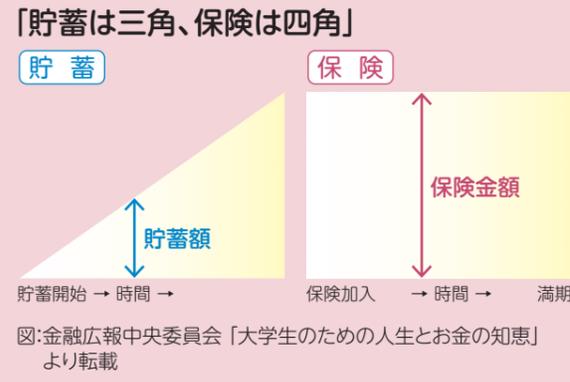
## 損害保険をもっと知ろう

日常には、交通事故、台風、地震、火災等のさまざまな「リスク」が潜んでいます。このような予期せぬ「リスク」によって生じた損害・損失を補償してくれるのが損害保険です。「備えあれば憂いなし」。今号では、損害保険、特に「すまいの保険」を中心に情報を提供します。上手に「リスク」に備えましょう。



●**そもそも保険とは?** 「一人は万人のために、万人は一人のために」という「相互扶助」の精神に基づき、多くの人から少しずつ保険料を集め、損害にあった人を救うという助け合いの制度です。

### 貯蓄と保険を比べると



### 「貯蓄」の場合…

災害や事故が起きたときにカバーできるだけの貯蓄があるとは限りません。損失をカバーできるだけの貯蓄をするには一定の時間が必要です。

### 「保険」の場合…

万が一契約直後に事故が発生しても、契約した金額の範囲内ですぐに保険金が受け取れます。

●**損害保険と保険金** 一定額の保険金が支払われる生命保険とは違い、実際の損害額に基づいた金額が支払われる「実損払い」が中心です。

# 損害保険の主な種類

## すまいのリスクに備える保険

<b>火災保険</b>	建物や家財に対する火災や自然災害(*地震等災害を除く)などによる損害に備える保険
<b>地震保険</b>	建物や家財に対する地震・噴火・津波による損害に備える保険

- 火災保険は、火災だけではなく、台風や大雨などの自然災害による損害も補償(\*地震等災害は除く) \*地震、噴火、これらによる津波
- 地震保険は、単独では契約できず、火災保険とセットでの契約が必要(途中でつけることも可)



イラスト:政府広報オンライン

- 地震保険の保険金額は火災保険の保険金額の30%から50%の間(建物と家財、別々での契約が必要。保険金額の上限は建物5000万円、家財1000万円)
- 地震保険の保険金の支払いは、全損・大半損・小半損・一部損の4段階(2017年1月1日以降に保険期間が始まる契約に適用、それ以前は3段階)
- 地震保険は、法律に基づき、政府と損害保険会社が共同で運営(保険会社間で補償内容・保険料の違いはなし)
- 賃貸住宅の場合は家主や近隣に対する損害賠償への備えも考える(借家人賠償責任保険や個人賠償責任保険)



### Point 補償内容の決め方

加入や見直しをするときは、自治体のハザードマップを見て、自宅周辺の災害リスクを確認し、必要な補償を考えましょう。

## 「再調達価格(新価)」と「時価」

火災保険の保険金額は、「再調達価格(新価)」または「時価」のどちらかを基礎としています。「再調達価格(新価)」とは、保険の対象となる物と同等のものを現時点で再建築または再購入するために必要な金額です。一方、「時価」とは、「再調達価格(新価)」から使用による消耗分を差し引いた金額です。当然保険料は「再調達価格(新価)」の方が高くなります。個々の状況にあわせて選びましょう。

## 「火災保険を使って自己負担なく家の修理ができる」という勧誘に注意!

電話や訪問で「火災保険を使って家の修理ができる」と誘い、不要な工事を勧めたり、工事をしたがずさんだった、また申請した保険金の一部しか支払われなかったなどの相談が寄せられています。

近くで工事をしてますが、お宅の屋根の瓦のずれが気になりました。一度無料で点検しましょうか。

ついでに他の所の修理もしてしまいましょう

保険を使って修理をしませんか持ち出しなしですよ

**相談員からのアドバイス**  
修理工事が保険金支払いの対象となるのか、申請はどのようにするか等は、業者に任せず、保険会社や代理店に自分で問い合わせ確認しましょう。契約しても、クーリング・オフや契約の取り消しができる場合があります。少しでも不安や疑問を感じたら、すぐに消費者センターへ相談してください。



## 自転車のリスクに備える保険

東京都では令和2年4月1日から、自転車利用中の対人賠償に備える保険等への加入が義務化されています。

保険の種類	事故の相手		自分
	生命・からだ	財産(モノ)	生命・からだ
<b>個人賠償責任保険</b>	○	○	×
<b>傷害保険</b>	×	×	○



- 個人賠償責任保険は、自動車保険、火災保険、傷害保険等の特約として加入している事もあります。契約するときは、重複加入にならないよう事前に加入状況をチェックしましょう。



## 「契約はしたけど細かい内容まではよくわからない」

保険について良く聞く言葉です。これでは、せっかく契約をしても、いざ必要な時に利用することが出来ません。この機会に、ぜひ一度保険証券を手元において内容を確認してみませんか。